

令和8年度

運転免許証更新時講習に使用する教本

仕 様 書

京 都 府 警 察 本 部

運転免許証更新時講習等に使用する教本の仕様書

- 1 品名 道路交通法（昭和35年6月25日法律第 105号）第 108条の 2 第 1 項第11号に規定する更新時講習、同法第 108条の 2 第 2 項に規定する特定任意講習に用いる教本
- 2 予定数量 282,000部
- 3 規格・仕様
 - ① 体裁
A 5 版以上 B 5 版までの小冊子であること。
 - ② 構成
新旧の区別が容易にできるよう、改訂時期が明記されていること。
表紙、目次、本文及び奥付で構成されていること。
 - ③ 紙質
表紙・コート紙等 メートル坪量 100.0 g /m²相当以上
本文・コート紙等 メートル坪量 64.0 g /m²相当以上
※ 紙質について、その証明書を入札者が京都府警察本部が指定する期日までに提出すること。
 - ④ 製本
無線綴じ及びあじろ綴じ等の冊子に適した綴じ方であること。
 - ⑤ 用字用語の統一について
用字用語は、日本語として道路交通法等の関係規定の法律用語、常用漢字、共通語及び現代仮名遣いであること。
- 4 掲載内容
 - ① 別紙 1 に示す内容が網羅されていること。
 - ② 契約期間内において、道路交通法の改正等が生じた場合は、法令改正に対応した改訂版の教本を納入すること。なお、改訂版の教本が未発行の場合は、訂正紙を挿入すること。
 - ③ 受注者の事情により内容を変更する際には、多少を問わず、必ず事前に変更内容・変更時期等について発注者に連絡し、その承諾を受けること。
- 5 発注方法 発注は分割発注とし、原則として、前月の20日ごろまでに、翌月の納入部数を受注者に指示書にて連絡する。ただし、在庫状況等により、別途発注する場合がある。
- 6 納品
 - ① 納入先
納入先は、発注者が別途指定する場所とする。（別紙 2 参照）
なお、諸般の事情等により、納入先が変更となった場合は、発注者と協議すること。
 - ② 1 梱包部数について
1 梱包 100部又は 150部をダンボール箱に入れ、1 梱包ごとに品名、数量を明記すること。
 - ③ 納入方法及び検品について
受注者は、納入にあたり、担当責任者を決め、指定日に確実に納入すること。

受注者は、教本を納入したときは、その都度、納入場所の担当者に対して納品書を提出した上で、数量等の確認を受けること。

納入にあたっては、落丁、乱丁、印刷ミス等がないよう検品すること。

なお、後日、落丁、乱丁等が判明した場合は、その分を速やかに取り替えること。

7 著作権

既存の各種教本等の著作権を侵害しないこと。

8 その他

- ① 納入場所への運搬、梱包、検査等にかかる経費及び、落丁、乱丁、印刷ミス、改訂等の対応にかかる経費は、全て受注者の負担とする。
- ② 仕様書及び契約書に定めがない事項は、その都度、発注者と協議すること。

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説されていること。

2 最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項

先進安全自動車（ASV）、自動運転車、カーナビゲーション装置、ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）、電気自動車・ハイブリッド自動車、横滑り防止装置等の最新の車両技術について、イラスト等を用いて解説されていること。その際、それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及されていること。

3 交通公害、地球温暖化の防止等

交通公害、地球温暖化の防止等について、「エコドライブ10のすすめ」（エコドライブ普及連絡会策定）の内容を中心に解説されていること。

4 危険予測

(1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説されていること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説されていること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説されていること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及されていること。

5 年齢に応じた運転特性

(1) 高齢運転者の一般的特性

高齢運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配慮すべき点も含めて解説されていること。その際、高齢運転者が運転する上での留意点についても言及されていること。

(2) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑）について、イラスト等を用いて解説されていること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(3) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説されていること。

(4) 若年運転者の一般的特性

若年運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について解説されていること。その際、若年

運転者が安全運転する上での留意点についても言及されていること。

6 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み等について解説されていること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及されていること。

7 事故時の対応と応急救護処置

財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一次救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説されていること。その際、事故時の対応についても言及されていること。

8 交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度（初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習）について、図表等を用いて解説されていること。

9 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者又は被害者遺族の手記が掲載されていること。

10 「交通の方法に関する教則」

「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第3号）（第2章及び第3章を除く。）の内容が、必要に応じてイラスト等を用いて記載されていること。

11 その他

(1) 運転状況メモ欄

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反・事故等を記録することができるメモ欄が設けられていること。

(2) 「安全運転5則」

以下の「安全運転5則」が記載されていること。

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない

(3) 受講者にわかりやすく伝えるため、写真を活用すること。

別紙 2

更新時講習・特定任意講習における教本の納入先

納入先	電話番号	郵便番号	所在地
京都府警察本部運転免許試験課	075-631-5181	612-8486	京都市伏見区羽束師古川町647
京都駅前運転免許更新センター	075-631-5181	600-8216	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町707-2
京都府右京警察署京北交番	075-852-0110	601-0251	京都市右京区京北周山町宮ノ下13-1
京都府木津警察署	0774-72-0110	619-0214	京都府木津川市木津南垣外15
京都府亀岡警察署	0771-24-0110	621-0805	京都府亀岡市安町大池 8
京都府南丹警察署	0771-62-0110	622-0014	京都府南丹市園部町上本町南 2-5
京都府綾部警察署	0773-43-0110	623-0053	京都府綾部市宮代町宮ノ下 6・7・8 合地
京都府福知山警察署	0773-22-0110	620-0882	京都府福知山市字堀小字上高田2108-3
京都府舞鶴警察署	0773-75-0110	624-0853	京都府舞鶴市南田辺 9
京都府舞鶴警察署東庁舎	0773-75-0110	625-0036	京都府舞鶴市字浜2014
京都府宮津警察署	0772-25-0110	626-0041	京都府宮津市字鶴賀2151
京都府京丹後警察署	0772-62-0110	627-0042	京都府京丹後市峰山町長岡469-1
京都府京丹後警察署網野交番	0772-72-0110	629-3101	京都府京丹後市網野町網野236
京都府京丹後警察署久美浜交番	0772-82-0110	629-3410	京都府京丹後市久美浜町3424-1